

永年勤続者の昇給実施要綱

〔 45川職給第444号の4 〕
〔 昭和46年3月17日 〕

(趣旨)

- 1 この要綱は、川崎市表彰規程（昭和12年川崎市規則第11号）第1条第4号に該当する職員として表彰された者（以下「被表彰者」という。）等に対する川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第20号。以下「規則」という。）第16条の規定（以下「昇給規定」という。）の適用に関し必要な事項を定めるものとする。

(昇給規定の適用方法)

- 2 被表彰者に対する昇給規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める号給数をその者が表彰を受けた日（以下「表彰日」という。）に昇給させるものとする。

(1) 20年以上勤続し勤務成績が優良な者として表彰を受けた者（次号に該当する者を除く。） 4号給（川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）別表第1行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同条例第4条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員（次号において「行政職給料表(1)7級以上職員等」という。）にあつては、1号給)

(2) 30年以上勤続し勤務成績が優良な者として表彰を受けた者 4号給
(行政職給料表(1)7級以上職員等にあつては、1号給)

- 3 前項の規定にかかわらず、表彰日において、次の各号に掲げる者については、昇給させないものとする。

(1) 専従退職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。）

- (2) 派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年川崎市条例第1号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項又は川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年川崎市条例第2号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されている職員をいう。）
- (3) 休職者（川崎市職員の分限に関する条例（昭和26年川崎市条例第45号。以下「分限条例」という。）第1条の2第2号の規定に該当する者のうち原因となる災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるもの及び公務、通勤又は派遣職員の派遣先の業務に起因する負傷又は疾病によるものを除く。）
- (4) 大学院修学休業者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。）
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- (6) 自己啓発等休業者（地方公務員法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員をいう。）
- (7) 配偶者同行休業者（地方公務員法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員をいう。）
- (8) 表彰日の属する年度の昇給において、規則第14条第1項第4号又は第5号に掲げる職員に相当する職員。ただし、川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用について（昭和47年6月20日47川人委第170号。以下「運用」という。）第14条関係第1項又は第2項により規則第14条第1項第4号又は第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱われた職員に相当する職員を除く。

4 第2項の規定にかかわらず、表彰日前1年間（以下「証明期間」という。）

)において、次の各号に掲げる者については、昇給させないものとする。

(1) 運用第14条関係第3項各号に定める事由以外の事由によって勤務しなかった日(1時間を単位とする病気休暇、介護休暇(平成28年12月31日以前のものに限る。)、組合休暇及び欠勤の時間は、7時間45分をもって1日とする。)を証明期間の日数から差し引いて得た日数が証明期間の6分の5に相当する期間の日数に満たないこととなる職員

(2) 懲戒処分を受けた職員

(3) 3日以上の日数を不参又は欠勤により勤務を欠いた職員(不参はその回数が1回ごとに1日として取り扱うものとし、1時間を単位とする欠勤は7時間45分をもって1日とする。)

5 前項第1号の証明期間の6分の5に相当する期間の日数は、運用第14条関係第4項に掲げる基準に準じ、304日とする。

6 第3項又は第4項の規定により昇給をさせなかった職員については、第2項各号に定める号給数を翌年度の7月1日に昇給させるものとする。ただし、翌年度の7月1日において再び第3項各号に掲げる職員に該当し、又は同日前1年間において第4項各号に掲げる職員に該当した場合の昇給については、順次その翌年度に繰り延べるものとする。この場合において、第3項第8号の規定中「表彰日」とあるのは「昇給させようとする日」と、第4項第1号の規定中「証明期間の日数」とあるのは「昇給させようとする日前1年間の日数」と、「証明期間の6分の5に相当する期間の日数」とあるのは「304日」とする。

7 表彰日に外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されている職員又は分限条例第1条の2第1号の規定に該当して休職している職員については、前項の規定を適用しないものとし、当該職員の号給の調整については、別に定める。

(この要綱により難い場合の措置)

- 8 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった場合その他特別の事情によりこの要綱の規定によることができない場合又はこの要綱の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、任命権者は、人事委員会と協議のうえ、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(実施期日等)

- 1 この要綱は、昭和46年4月1日から実施し、同年7月1日以降の被表彰者から適用する。

(昭和46年7月1日前の被表彰者に対する昇給期間の短縮措置)

- 2 昭和46年7月1日前に既に被表彰者となっている職員に対する短縮規定の適用については、次号及び第2号に定める被表彰者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 15年勤続被表彰者

昭和46年4月1日（以下「基準日」という。）に受ける号給等に係る昇給期間を3月短縮する。

(2) 30年勤続被表彰者

基準日に受ける号給等に係る昇給期間を6月短縮する。この場合において、短縮の効果を受けることとなる日が基準日前となる者については、基準日に受ける号給等に係る昇給期間を3月短縮するものとし、当該短縮後の最初の昇給により受けることとなる号給等に係る昇給期間を3月短縮する。

- (3) 附則第2項第1号及び第2号の規定の適用により職員を昇給させる場合には、規則第12条から第14条までに定めるところによるものとする。

附 則

この改正要綱は、昭和46年10月15日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正要綱は、昭和58年7月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 川崎市表彰規程の一部を改正する規則（昭和58年川崎市規則第57号。以下「規則第57号」という。）附則第2号の規定に該当する者に対する短縮規定の適用については、附則第4項の規定の適用を受ける場合を除き、なお従前の例による。
- 3 規則第57号附則第3項の規定に該当する者に対する短縮規定の適用については、その者の勤務成績が優良であって、その者の勤続期間が20年以上に該当することとなった場合にその年の7月1日にその者が受ける号給等に係る昇給期間を6月短縮する。
- 4 前2項に定めるもののほか、昭和58年7月1日前に既に被表彰者等となっている職員であって、部内の他の職員との均衡上必要と認められる者に対する短縮規定の適用については、別に調整措置を行うことができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正要綱は、平成元年7月1日から施行する。

(在職者調整)

- 2 平成元年7月1日前に既に被表彰者等となっている職員であって、部内の他の職員との均衡上必要と認められる者に対する短縮規定の適用については、別に調整措置を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(在職者調整)

- 2 改正前の要綱第2項第2号の適用を受けた職員にあっては、当該職員が55歳に達する年度の4月1日に受ける号給等に係る昇給期間を3月短縮することができる。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。